

姫路市立児童センター運営会議開催要領

(趣旨)

第1条 姫路市立児童センター（以下「児童センター」という。）の適切な運営について広く意見を求めるため、児童センターごとに、児童センター運営会議（以下「運営会議」という。）を開催する。

(運営会議の開催)

第2条 運営会議は次の各号に掲げる者のうちから、児童センター所長が出席を依頼して開催する。

- (1) 対象地域内の連合子供会の代表者
- (2) 対象地域内の保育所長、幼稚園長又は小学校長
- (3) 対象地域内の主任児童委員
- (4) 児童センター地域組織活動クラブの代表者
- (5) 児童センターを所管する所属の長
- (6) 指定管理者の職員のうち児童センター所長が指名する者
- (7) その他児童センター所長が必要と認める児童福祉に関係する者

2 前項の規定により、出席を依頼された者は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、児童センター所長と協議の上適切な代表者を定め、この会議に出席させることができる。

(司会)

第3条 児童センター所長は、年1回以上会議を開催し、その司会を行う。

2 児童センター所長に事故等があるときは、あらかじめ児童センター所長が指名する者がその職務を代行する。

(会議)

第4条 運営会議では、次の各号に掲げる事項について出席者の意見を聴くものとする。

- (1) 児童センターの利用状況に関すること。
- (2) 児童センターの行う行事等の事業に関すること。

(3) 他の児童健全育成活動・事業との交流に関すること。

(4) 児童センターの事業計画に関すること。

(5) その他、児童センター活動に関すること。

(庶務)

第5条 運営会議の庶務は、各児童センターにおいて処理する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、運営会議の運営に必要な事項は、児童センター所長が定める。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。